

1 食育アクションプランとは

- (1) 計画の策定趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の推進

(1) 計画策定の趣旨

21世紀の少子高齢社会を迎え、私たちの食卓が豊かになる一方で、核家族化の進行や共働き家庭の一般化、生活様式の変化など、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況の中で、若い世代を中心に朝食の欠食や個食、孤食、野菜の摂取不足や脂質の過剰摂取などの食生活の乱れやこれらを起因とする生活習慣病の増加など、健康への影響が大きく懸念されています。

また、産業構造の変化や人口の都市部への集中、食の外部化の進展等により、食料の生産や加工等の場面に触れる機会等が減少し、生産者と消費者の距離が拡大した結果、食の大切さに対する意識が薄れる一方、食品の安全性に関わる事案の発生等により県民の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

このため、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、香川県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できる県民を育む「食育」の推進が重要な課題となっています。

こうしたことから、県では、これまで「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン 後期事業計画 重点推進プラン」(平成17年度～22年度)において「食育」を喫緊の重要課題として位置づけ、関係部局が連携して、食育を総合的、計画的に推進するとともに、平成17年7月に「食育基本法」(平成17年法律第63号)が施行され、18年3月には、国の「食育推進基本計画」が策定されたことから、市町、関係団体等との緊密な連携のもとに、県民運動としてより効果的かつ着実に食育を進めていくための「かがわ食育アクションプラン(香川県食育推進計画)」を策定することとしました。

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法)

(2) 計画の性格

- この計画は、食育基本法第17条第1項に基づく「都道府県食育推進計画」です。
- また、「香川県重点推進プラン」に基づく食育の具体的な推進計画であり、「香川県食の安全・安心基本指針」、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県次世代育成支援行動計画」「香川県農業・農村基本計画」及び「香川県教育基本計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。
- この計画は、食育の施策を総合的、計画的に進めるための基本指針であるとともに、県民をはじめ、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等が一体となって、県民運動として食育に取り組むための行動指針として位置づけられるものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 19 年（2007 年）度を初年度とし、平成 22 年（2010 年）度を目標年度とする 4 年間とします。

(4) 計画の推進

○ 国、市町及び関係団体等との連携・協働

国や市町に対しては、この計画の目標達成のため、必要な連携・協力を行い、総合的、計画的な食育の施策の推進を図ります。

さらに、食育の推進に当たっては、行政のみならず、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等などの幅広い関係者が連携・協働しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。このため、役割分担を明確にし、関係団体等の取組み指標も取り入れた実効性のある計画とします。

県の役割

- 関係部局が連携・協力を密にし、総合的、計画的に食育の施策を推進するとともに、香川県食育推進会議や関係団体等と連携し、県内全域で、香川らしい食育の推進のための県民運動が展開されるよう環境づくりに努めること。
- 市町において、計画策定や食育推進会議等の設置など、食育の取組みが推進されるよう支援すること。

市町の役割

- 国や県、関係団体等との連携を図りつつ、市町食育推進会議を設置するとともに、地域の特性を生かした食育推進計画を策定し、総合的、計画的に食育を推進すること。

家庭の役割

- 家庭が食育において重要な役割を担っていることを認識すること。
- 食育の重要性を認識し、自ら積極的に子どもの食育や地域、学校の活動に取り組むこと。

地域の役割

- 市町や関係団体、地域の関係者等が連携・協働して、食育の県民運動が地域で定着するよう食育ネットワークを構築し、香川らしい食育の推進に取り組むこと。

学校・保育所等の役割

- 食に関する理解の促進に果たすべき重要な役割を認識し、あらゆる機会と場を利用して積極的に食育を推進するよう努めるとともに、地域の食育ネットワーク等との連携を図るよう努めること。

関係団体、生産者・企業等の役割

- 専門的知識を有する人材や機能を活かして、行政や他の関係団体、地域のネットワーク等と連携し、香川らしい食育の県民運動の展開に取り組むこと。
- 農水産業に関係する団体等は、多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して、食育の推進に努めること。
- 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者等は、その事業活動に関し、自ら積極的に食育の推進に努めるとともに、行政等が実施する食育の取組みに協力するよう努めること。

○ 香川県食育推進会議を中心とする食育推進体制の整備

食育を含む健康づくりの主役は県民であり、個人の努力と実践が基本となりますが、社会全体で食育を推進する機運の醸成が不可欠です。このため、学識経験者や関係団体等で構成する「香川県食育推進会議」を中心として、県、市町、地域における食育ネットワーク等が丸となって、社会全体で食育を推進するための普及啓発活動や環境整備等の強化に努めます。

○ 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するため、食育の推進状況について、毎年度、香川県食育推進会議に報告し、より効果的な推進策の検討を行います。

かがわ食育アクションプランの推進

